

令和 8 年台風第 25 号に伴う災害による被害を受けた方々への支援について

令和 8 年台風第 25 号に伴う災害により、被災されました皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧をお祈り申し上げます。

弊社は、被災者の方々や被災地の救援・復旧に役立てていただくため、災害救助法適用市町村（注）にお住まいの皆さまに対し、以下のような可能な限りの便宜を図り、全面的にご支援させていただきます。

- ・お届け印等を紛失された皆さまに対する可能な限りの便宜措置
- ・お預り有価証券の売却・解約代金の受渡日以前のお支払いの申出があった場合の可能な限りの便宜措置

（注）災害救助法適用市町村

千葉県：銚子市、木更津市、野田市、成田市、旭市、勝浦市、流山市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、匝瑳市、香取市、いすみ市、栄町、神崎町、横芝光町、睦沢町、長生村、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

東京都：大島町

ご留意事項

令和 8 年 8 月 13 日から大雨に伴う災害において、災害救助法の適用を決定した千葉県の以下の市町については、継続的に救助を必要としていることから、令和 8 年台風第 25 号に伴う災害においても災害救助法が適用されています。

千葉市、市川市、船橋市、館山市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道市、八街市、印西市、白井市、大網白里市、白子町、長柄町、富里市、山武市、酒々井町、九十九里町

令和 8 年台風第 25 号に伴う災害に係る災害救助法の適用について

○最新の適用市区町村につきましては、内閣府ウェブサイトをご確認ください。

2026 年 9 月 24 日時点の財務局・日本銀行発表資料に基づき記載しています。